

## 見守り 新鮮情報

**事例1** 自宅から遠く、自分も入るつもりはないので、**墓じまい**を寺に申し出たところ、300万円ほどの**高額な離檀料**を要求され困惑している。払えないと言うとローンを組めると言われた。  
(80歳代 女性)



300万円です。

ええっ!?

**事例2** 跡継ぎがないのでお寺に**離檀**したいと相談したところ、過去帳に8人の名前が載っているため、700万円かかると言われた。**不当に高い**と思う。  
(70歳代 女性)

©Kurosaki Gen

# 墓じまい 離檀料に関する トラブルに注意

## ひとこと助言

よく話し合おう



見守るくん

- 今あるお墓を片付け、寺など墓地の管理者に返還する墓じまいの際に、高額なお布施(檀家をやめるときに寺へのお礼として慣習的に支払う、いわゆる「離檀料」等)を要求されたという相談が寄せられています。
- 離檀料に明確な基準はなく、金額に納得がいかない場合は、基本的には寺などと話し合うことになります。
- 墓じまいは勝手にはできず、寺などが発行する「埋葬証明書」などが必要です。家族や親族などを交えるなどして、よく話し合しましょう。
- 分からないことがあれば、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第424号 (2022年6月28日) 発行：独立行政法人国民生活センター

**長崎市消費者センター** (長崎市築町3番18号メルカつきまち4階)  
相談専用電話 **829-1234** または **消費者ホットダイヤル 188**  
時間 **10時~17時 (土日祝も可)**